

高齢者・介護家族向け

医療・検診の費用軽減

補助金の名称	対象となるケース	補助・助成の内容（概要）	問い合わせ先
後期高齢者医療の医療給付	後期高齢者医療制度に加入している方	高額になった医療費の限度額超過分や、入院時の食事代・療養病床費用に対して給付を受けることができます。 【医療給付の内容】 ・1か月の医療費が高額になった場合：自己負担上限額を超えた分の払い戻し ・入院時の食事代：所得に応じた自己負担の軽減 ・医療費と介護費を1年間多く支払った場合：高額介護合算療養費による払い戻し ・亡くなったとき：葬祭費3万円の支給	住民生活課 医療年金係 0152-26-8314
後期高齢者人間ドック助成	斜里町後期高齢者医療保険制度に加入している方	人間ドック受診費用の一部を助成します。 【金額】 自己負担額（基本健診分）は3,000円とし、それを超える額を助成 ※町指定以外の医療機関で受診した場合は、助成上限35,000円	

移動・外出支援

補助金の名称	対象となるケース	補助・助成の内容（概要）	問い合わせ先
ハイヤー利用助成事業（郡部地区）	70歳以上で郡部に居住し、原則運転免許証を所持していない方 （郡部：日の出、峰浜、朱円、朱円東・西、越川、以久科北・南、富士、豊里、三井、来運、中斜里、川上、大栄、美咲、港西町、西町、豊倉） ※冬期間（12～3月）は免許所持者も対象	郡部に住む高齢者等の移動手段を確保するため、ハイヤーの利用料金の一部を助成します。 【助成内容】 1回（片道）につき 利用者負担：初乗り750円 残額を助成（上限3,000円） （峰浜・豊里は4,000円、日の出は5,000円） 【助成券の枚数】 通年用（4月～3月）：6回／月 冬期用（12月～3月）：4回／月	住民生活課 住民活動係 0152-26-8312

高齢者・介護家族向け

移動・外出支援

補助金の名称	対象となるケース	補助・助成の内容（概要）	問い合わせ先
ハイヤー利用助成事業（ウトロ地区）	70歳以上でウトロ地区に居住し、原則運転免許証を所持していない方 （ウトロ地区：イワウベツ、ウトロ東・ウトロ西・ウトロ香川・ウトロ中島・ウトロ高原） ※冬期間（12～3月）は免許所持者も対象	ウトロ地区に住む高齢者等の移動手段を確保するため、ハイヤーの利用料金の一部を助成します。 【助成金額】 1回（片道）につき 利用者負担：初乗り300円 残額を助成（上限1,000円） 【助成券の枚数】 通年用（4月～3月）：6回／月 冬期用（12月～3月）：4回／月	住民生活課 住民活動係 0152-26-8312
バス利用助成事業（ウトロ地区）		ウトロ地区に住む高齢者等の移動手段を確保するため、バスの利用料金の一部を助成します。 【助成金額】 1回につき1,300円を助成 残額は利用者負担 【対象区間】 ウトロ地区内 → 斜里市街地 【助成券の枚数】 通年用（4月～3月）：6回／月 冬期用（12月～3月）：4回／月	
福祉ハイヤー利用料助成	重度の身体障がい（下肢・体幹・視覚・内部の障害かつ1級または2級）・重度の知的障がい（療育手帳A判定）があり、在宅で生活しており外出時にハイヤーの利用が必要な方	外出や通院、訪問などの外出を支援するため、ハイヤー利用料金の一部を助成します。 【助成内容】 ・月4枚の福祉ハイヤー利用券を交付（最大48舞） ・1回の利用につき初乗り料金相当額を助成 ※年度途中で使い切った、受領した利用券を紛失した場合等の再発行は行いません。	地域福祉課 福祉係 0152-22-2525

高齢者・介護家族向け

移動・外出支援

補助金の名称	対象となるケース	補助・助成の内容（概要）	問い合わせ先
高齢者運転免許自主返納支援	<ul style="list-style-type: none"> ・斜里町に住所を有する75歳以上80歳未満の方 ・平成29年4月1日以降に運転免許証を自主返納し、運転経歴証明書の交付を受けた方（または受ける予定の方） 	<p>運転免許証を自主返納した方に対し、運転経歴証明書の交付申請手数料を助成します。</p> <p>【助成額】 1,150円</p>	<p>住民生活課 住民活動係 0152-26-8312</p>
移送サービス事業（運送事業者向けのハンディキャップ車購入補助）	<p>町長が指定する運送事業者で、移送サービスに使用するハンディキャップ車（車いす・ストレッチャー対応車両）を新たに導入する事業者</p>	<p>移送サービス利用料金の軽減を目的として運送業者へ助成します。</p> <p>【助成内容】 ハンディキャップ車購入に係る割賦金の2分の1以内の額</p>	<p>地域福祉課 介護保険係 0152-23-6167</p>

その他

補助金の名称	対象となるケース	補助・助成の内容（概要）	問い合わせ先
地域交流敬老助成金	<p>その年の12月31日までに75歳以上になる高齢者が対象。</p> <p>4月1日から翌年3月31日までの期間に実施する地域交流敬老事業等とする</p>	<p>自治会内の高齢者の長寿を祝うとともに、地域における世代間の交流及び連帯を強めるための事業に助成します。</p> <p>【助成額】 自治会均等割額及び高齢者割による助成額の交付</p>	<p>地域福祉課 介護保険係 0152-23-6167</p>
訪問看護ステーション利用者交通費助成	<p>斜里地域訪問看護ステーションを利用している斜里町民</p>	<p>在宅で訪問看護サービスを受ける方の負担軽減を目的に、訪問看護に係る交通費の一部を助成します。</p> <p>【助成額】 訪問1回につき自己負担200円、それを超える交通費の助成</p>	<p>健康子育て課 健康支援係 0152-26-7116</p>